

隠岐の島町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 12 月 26 日策定

隠岐の島町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

隠岐の島町の農業は、水稻を基幹作物として畜産、大小豆、施設野菜等を組み合わせた複合経営が主体となっているが、離島という地理的条件に加え、高齢化も相まって担い手不足という厳しい状況に直面しており、後継者に継承されない、又は担い手に集約されない農地の遊休化が進行しつつある。このため、新規就農者や企業参入も含めた担い手確保に加え、例えば生産品目ごとの農地の団地化を推進するなど、担い手への農地利用の集積・集約化に積極的に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしつつ、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、隠岐の島町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	671.7 ha	62.7 ha	9.33 %
2 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	671.7 ha	61.3 ha	9.13 %
5 年後の目標 (平成 35 年 3 月)	671.7 ha	59.2 ha	8.81 %

・ 1 年間で 0.7 ha の解消を目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、「非農地判断」の基準等を検討し、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
現 状 (平成30年3月)	649 ha	307 ha	47.3%
2年後の目標 (平成32年3月)	649 ha	340 ha	52.4%
5年後の目標 (平成35年3月)	649 ha	389.4 ha	60.0%

- ・ 隠岐の島町農業経営基盤強化促進基本構想（H26改正）におけるH36年の集積率目標は67%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域での話し合いを活性化させ、認定農業者や定年帰農者、地域農業グループ等のそれぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」となるよう主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者を確知することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
現 状 (平成 30 年 3 月)	25	4
2 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	27	5
5 年後の目標 (平成 35 年 3 月)	30	6

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① **関係機関との連携について**

県農業会議、農地中間管理機構、町農業公社と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② **新規参入者への情報提供について**

隠岐の島町、農協等と連携し、新規就農者を対象とした意見交換会や研修会、就農相談会に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③ **企業参入の推進について**

企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して、積極的に企業参入の推進を図る。

④ **農業委員会のフォローアップ活動について**

農業委員会及び推進委員は、新規参入者、定年帰農者、地域農業グループ等の地域受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。